

東スポーツクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、東スポーツクラブ（以下、「本クラブ」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本クラブの事務局を北名古屋市総合体育館に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、地域と密着した総合型のクラブ活動を通して、地域住民の健康づくり、地域社会の活性化、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総合体育館を中心に、定期的な日常スポーツ活動の実施
- (2) 期間限定のスポーツ教室開催
- (3) 地域住民が世代を超えて交流できるイベントを開催したり、地域行事への参加
- (4) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(入会資格)

第5条 本クラブの会員は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本クラブの目的に賛同する者であること。
- (2) 医師から運動制限または禁止の診断を受けていない健康な者であること。
- (3) 本クラブの諸規定を遵守する者であること。

2 会員の資格は、他に譲渡できない。

(会員資格の喪失)

第6条 会員の資格は、脱会、除名、死亡によって喪失する。

2 会員が脱会する場合は、書面をもって会長に届け出なければならない。

(除名)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、除名することができる。

- (1) 会員が第5条の要件を満たさないとき。
- (2) 会員が本クラブの名誉をき損したとき。

(入会手続きと会費納入)

第8条 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従って書面で申し込み、本クラブが定める会費を納入するものとする。

2 入会申し込み後の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとする。

(会費)

第9条 会費とはつぎのものをいう。

- (1) 年会費（指導者への謝金、施設使用料、用具購入費、事務費等）

(会費の返還)

第10条 一旦入金した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(役員)

第11条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 書記 若干名
- (6) 会計 若干名
- (7) 理事 若干名
- (8) 会計監査 2名

(選任)

第12条 会長は、理事会の互選とする。

2 副会長、事務局長、事務局次長、書記、会計、会計監査は、理事の中から会長がこれを委嘱する。

3 本クラブの理事は、各種団体の代表者と体育指導委員又はスポーツ振興委員などで構成する。

(顧問)

第13条 本クラブに顧問を置くことができる。

(職務)

第14条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本クラブを代表し、クラブ運営全体の統括をする。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本クラブの事務を統括する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (5) 書記は、本クラブの事務を処理する。
- (6) 会計は、本クラブの会計事務を処理する。
- (7) 理事は、本クラブの会務を処理する。
- (8) 会計監査は、本クラブの会計事務を監査する。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 指導者

(指導者)

第16条 本クラブに実技指導者を置くことができる。

2 実技指導者は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 実技指導者は、スポーツ指導並びに青少年健全育成に熱意を有する者とし、北名古屋ふれあいスポーツクラブ主催の研修会に参加しなければならない。

4 実技指導者が本クラブの理念に违背する行為等があった場合は、理事会の決議をもって除名することができる。

第5章 会議

(総 会)

第 17 条 本クラブの総会は、毎年 1 回開催し、次の事項を決議又は承認する。

- (1) 事業報告、決算に関すること。
- (2) 事業計画、予算に関すること。
- (3) 役員を選出に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) その他、本クラブに関して重要な事項。

2 総会は、会長が召集し、議長となる。

3 総会は、成人会員の 1 / 2 以上の出席をもって成立とする。ただし、委任状により他の出席会員を代理人とする者は出席とみなす。

4 総会の決議は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 本規約の改正は、出席者の 2 / 3 以上の同意を必要とする。

(理事会)

第 18 条 理事会は、年 6 回以上開催し、次の事項を協議し決定する機関とする。

- (1) 事業、予算の執行に関すること。
- (2) 事業報告書、決算報告書の作成に関すること。
- (3) 事業計画案、予算案の作成に関すること。
- (4) 専門部会、実技指導者に関すること。
- (5) その他総会により委任された事項の執行に関すること。

2 理事会は、会長が召集し、議長となる。

3 理事会は、理事の 1 / 2 以上の出席をもって成立とする。

4 理事会の決議は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 19 条 本クラブに次の部会を設置することができる。部会は、それぞれの部会長が招集する。

- (1) 常時活動部会
- (2) 期間限定教室部会
- (3) 地域交流イベント部会

2 専門部会の名称、目的及び定数等は理事会で決定する。

第 6 章 会 計

(経 費)

第 20 条 本クラブの経費は、以下のものをもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 事業等による収入
- (3) 補助金及び交付金
- (4) その他の収入

(経 理)

第 21 条 本クラブの経理は、会計が行う。

(予 算)

第 22 条 本クラブの予算及び決算は、総会での決議又は承認を必要とする。

(会計年度)

第 23 条 本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第7章 事故の責任

(事故の責任)

第24条 会員は、本クラブの活動に際して本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに実技指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して、盗難、傷害等の事故が起きても、本クラブ並びに実技指導者に対し、一切の損害賠償責任を請求しないものとする。

(安全保険への加入)

第25条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。この場合において、本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内のみで対応するものとし、未加入者の活動の事故については、一切の責任を負わない。

第8章 細則

(細則)

第26条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 本規約は、平成20年3月9日から施行する。

(発足当初の役員の任期)

2 本クラブの発足当初の役員任期は、本規約第15条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(発足当初の事業及び会計年度)

3 本クラブ発足当初の事業計画及び収支予算は、本規約第23条の規定にかかわらず、設立の日から平成21年3月31日までとする。